

◇===== [第 21 号] =====◇

唯契の窓 唯物論的社会契約論研究所月報

2020 年 1 月 3 日

◇=====◇

皆様、あけましておめでとうございます。

本年もよろしく願い申し上げます。

新年早々、発行予定日から 2 日遅れでの発行となってしまいました。お正月の帰省の際に発行環境を持ち帰ることができなかつた為です。誠に申し分けありませんでした。

本年も様々な問題に取りくんでまいりたいと思います。

●===== [時事批評] =====●

前回は少子化の原因が政府の失政にあることを明らかにしました。

では具体的に少子化問題はどうすれば解消できるのでしょうか。

根本的には勤労国民の生活基盤を保障する事、つまり個々人の生の再生産活動を保障するという事です。そのためには、現在の社会の仕組みを変える事が必要です。ただし、現行の社会の仕組み(あるいは資本主義という経済制度)の下でも、次の事柄を実現すれば、少子化は一定程度解消する事ができます。

それは勤労国民の可処分所得を増やす事で、子育て(その前提としての結婚)の条件を整える事です。その為の方策として収入を増加させるか、社会保障の充実や教育費の無償化によって、可処分所得の相対的な増加を図る必要があります。社会保障の充実の内容としては、医療費の無償化、老後を支える年金制度の抜本的な改善(年金額の増額)、疾病・失業時・出産等の休職時の給付の増額、保育体制の充実と無償化、などによって、将来の事を気にすることなく日々の生活を営めるようにする項目が含まれます。教育費の無償化は、幼稚園から大学院までの授業料の無償化はもちろん、何らかの理由によって生活基盤が脆弱な学生に対する奨学金の給付制度の設置も含みます。つまり、子を産み育てる事について、個人や家庭には金銭的な負担を一切かけないようするという事です。

こう言うと、大半の方から「そんな無理だ」と言う声があがって来る事は経験的にわかっています。加えて、その声の内容が「そんな予算がどこにあるのか」というものである事もわかっています。そしてその声が、現在の経済制度を前提としてのものである事もわかっています。ですから経済の仕組みそのものを変える必要がありますと言わざるを得ないのです。

ところで現在の経済制度において、国はこれらの課題を果たしていない事に何ら自責の念も感じているようにもありません。当然といえば当然ですが、あえてそれを正当化している理論を明らかにしておきたいと思います。今回は特

に教育費に関する問題について取りあげておきましょう。

授業料が有料であり、奨学金が利子付の貸付金である事が容認されているのは何故なのでしょう。その根本的な理由は教育の受益者は誰なのかという認識の違いに由来しています。

今日の社会の仕組を支えている基本的な認識である観念論的社会契約論では、義務教育期間を終えた後の教育(いわゆる高等教育)は個人の資質を向上させるためのものと認識されています。この為、教育はそれを受ける者が受益者であり、その費用は受益者(受講者)が負担して当然であると思われることとなります。もう少し具体的に言いますと、知識や技術を身につける事は、その人の労働力の価値を高める事なので、受講料等の経費は、その差額から支払われるべき(また当然に支払い得る)ものであると思われるわけです。

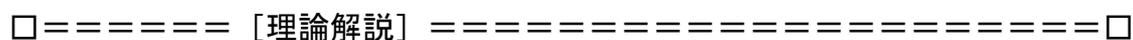
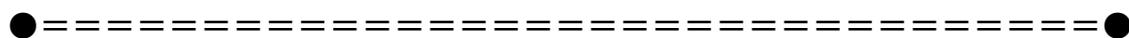
しかし実際にはどうでしょうか。唯物論的社会契約論の立場から常に述べているように、個人は社会的によって生み出されるものです。社会は、それが必要とする能力を持つ個人を教育によって育成して、その必要を満たすべく社会を構成する一員としてその内に迎え入れるのです。従って教育の本当の受益者は社会自身であるという事は、疑いようも無い事実であると言わざるを得ません。であれば、教育に懸かる費用は誰が負担するべきものでしょうか。答は一つ、社会の負担とするのが正しいのではないのでしょうか。

若者の貧困問題については、前回紹介しました藤田孝典氏が、その著書である『貧困世代』において、次の4点をあげておられます。一つは大人達が若者のかかえている問題を理解すること、一つは若者に学ぶ機会を保障すること、一つは若者達に住環境を保障すること、そして最後に社会構造そのものを変えること[註1]。

藤田氏の指摘は実際の事例を踏まえて提言されているものですから、強い説得力を持っていますし、筆者としても同意できるものです。住環境の問題については、次号以降、災害の発生によって住居を失なった被災者への住宅保障について新旧の社会契約論の見解の違いとして取り上げていきますので[註2]、そちらを参照いただきたいと思います。

註1. 藤田孝典『貧困世代』講談社、東京、2016年。

註2. 住宅問題については次号で触れる予定です。



今回は休載です。

□=====□

★===== [コラム]=====★

昨年、永らくアフガニスタンで復興支援に携さわって来られたペシャワールの会の中村哲氏が亡くなったという悲報がもたらされました。

氏の活動は、日本の安全保障についての筆者の主張を体現されておられるものとして、敬意をもって注目させて頂いておりました。

当研究所では、武力を持たないでいる事こそ、他国に「自衛の為の武力行使」という口実を与えない、最上の安全保障政策であると主張してきました。中村氏もイラク戦争時の自衛隊派遣に関する公聴会〔註4〕で、「九条の存在こそが日本人ボランティアへの信頼の礎となっている」旨の発言をされておりましたし、現地の武装勢力も中村氏をはじめとする日本人ボランティアには、手出しする事がなかったと伝えられています。今回の中村氏の殺害も、政治がらみの事件ではなく、土地をめぐるトラブルのようだと伝えられています。

中村氏のこれまでの活動に心からの敬意を表すとともに、その死を悼み、御遺族の皆様、ペシャワールの会で共に活動されておられる皆様にお見舞申しあげます。

〔註4〕 2008年参議院外交防衛委員会

★=====★
=====★

次回の発行は2月1日を予定しております。